

平成27年3月前期定例会 議事録

- ・開催日時 平成27年3月12日（木曜日）14時55分～16時47分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 寺崎主査 寺田主査

○議事事項

1 平成27年2月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成27年3月臨時会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、3月臨時会の議事録について、承認することを決定した。

3 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

「行政」と「学校事務」の試験区分を統合したことに伴い、選考により採用できる職の対象を拡大する等のため、所要の改正を行うこととした。

（施行期日 公布の日）

（改正内容）

- (1) 選考により採用できる職に定める範囲について、県立学校の事務職員から県職員に対象を広げることとした。（第10条の6関係）
- (2) 一の市町の県費負担事務職員を免職し、他の市町の県費負担事務職員又は県職員に採用しようとする場合等のうち、その職員が免職のときに任用されている職と同等以下と人事委員会が認める職への採用を行う場合にあつては、当該職員は、その職に係る選考に合格したものとみなすこととした。（第10条の6関係）
⇒この改正に伴い、第25条第2項に規定する人事委員会が教育委員会に委任する権限に関する規定は削除する。
- (3) 任用候補者名簿は、確定した日の属する年度の翌年度の末日に効力を失うこととした。

4 任期付職員の任期更新について

佐賀県知事から地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期更新承認申請があり、その内容について説明し、申請のとおり承認することを決定した。

【説明】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができることとなっており、申請の内容を審査した結果、任期の更新は適当と認められる。

- ・更新予定期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日（1年間） 1名
平成27年4月1日から平成29年3月31日（2年間） 1名

5 給料の調整額に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

保健福祉事務所に勤務する診療放射線技師の給料の調整額を見直すため、調整数に関する適用区分表の改定を行う。

（施行期日 平成27年4月1日）

（改正内容）

給料の調整額を受ける診療放射線技師（調整数 2）は、佐賀中部保健福祉事務所に勤務する者のみとすることとした。（別表第1 関係）

6 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則の制定について

制定内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正により、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）より特定任期付職員及び第1号任期付研究員に係る給料表が改定されることに伴い、切替日の前日において、それらの給料表の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の給料月額の切替えについて定める。

（施行期日 平成27年4月1日）

（制定内容）

切替日の前日において給料表の最高の号給を超える給料月額を受けていた特定任期付職員及び第1号任期付研究員の切替日における給料月額は、次のとおりとすることとした。（第1条及び第2条関係）

(1) 特定任期付職員

843,000 円に、122,000 円にその者の切替日の前日における給料月額から 845,000 円を減じて得た額を 123,000 円で除して得た数を乗じて得た額を加えた額

(2) 第1号任期付研究員

804,000 円に、その者の切替日の前日における給料月額から 805,000 円を減じて得た額を加えた額

7 平成 27 年 4 月 1 日において降格をした職員の特例に関する規則の制定について

制定内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

給料表の切替えが行われる平成 27 年 4 月 1 日において降格をした職員の号給について、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「初任給等規則」という。)第 24 条(降格の場合の号給)に関する特例を定める。

(施行期日 平成27年4月1日)

(制定内容)

平成 27 年 4 月 1 日に降格をした職員については、当該降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして、初任給等規則第 24 条の規定を適用することとした。

8 平成 26 年改正県職員給与条例附則第 7 条又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 5 条の規定による給料に関する規則の制定について

制定内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 26 年佐賀県条例第 78 号。以下「平成 26 年改正県職員給与条例」という。)附則第 7 条又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 26 年佐賀県条例第 83 号。以下「平成 26 年改正学校職員給与条例」という。)附則第 5 条の規定による給料表切替時の現給保障に関し、給料表異動等の特別な事情がある職員の取扱いについて必要な事項を定める。

(施行期日 平成27年4月1日)

(制定内容)

- (1) 平成 26 年改正県職員給与条例附則第 7 条第 1 項又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 5 条第 1 項の人事委員会規則で定める職員を定めることとした。(第 2 条関係)
- (2) 平成 26 年改正県職員給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 5 条第 2 項に定める給料 ((1)の職員等の現給保障に係る経過措置としての給料) を定めることとした。(第 3 条関係)
- (3) 平成 26 年改正県職員給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 5 条第 3 項に定める給料 (国家公務員等から人事交流により採用された職員の現給保障に係る経過措置としての給料) を定めることとした。(第 4 条関係)
- (4) その他所要の事項を定めることとした。

9 平成 26 年改正県職員給与条例附則第 7 条又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 5 条の規定による給料に関する規則の運用の制定について

制定内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第7条（平成26年佐賀県条例第78号）及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第5条（平成26年佐賀県条例第83号）による給料（経過措置給料）について定めた平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則（以下「規則」という。）の運用に係る事項について定める。

（適用期日 平成27年4月1日）

（制定内容）

- (1) 規則第2条に規定する初任給基準異動、再任用職員異動についての詳細な規定を定めた。
（第2条関係）
- (2) 規則第3条に規定する複数事由該当職員の経過措置給料の基礎となる額等を定めた。（第3条関係）
- (3) 規則第4条に規定する人事交流等職員に該当する職員等を定めた。（第4条関係）

10 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）が改正され、平日の深夜に勤務した管理職員に新たに管理職員特別勤務手当を支給することとなったことに伴い、手当額等について定める。

（施行期日 平成27年4月1日）

（改正内容）

- (1) 管理職手当の支給対象となる職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合の、勤務1回あたりの手当額を定めることとした。（第3条関係）
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

11 管理職員特別勤務手当の運用等について（通知）の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平日深夜に勤務した管理監督職員に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、新たに支給対象とする勤務の取扱い等について所要の改正を行う。

（適用年月日 平成27年4月1日）

（改正内容）

- (1) 平日深夜における「臨時又は緊急の必要」による勤務について、定義することとした。（県職員給与条例第16条の3及び学校職員給与条例第18条の2関係第2項）
- (2) 平日深夜における1回の勤務の取扱いについて新たに規定することとした。
（県職員給与条例第16条の3及び学校職員給与条例第18条の2関係第4項）
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

12 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例（昭和 26 年佐賀県条例第 1 号）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和 32 年佐賀県条例第 44 号）が改正され、勤勉手当の支給月数が改められたことに伴い、勤勉手当の成績率について所要の改正を行う。

（施行期日 平成 27 年 4 月 1 日）

（改正内容）

- (1) 勤勉手当の成績率の上限を以下のとおり改めることとした。（第 12 条関係）

	現行	改正案
再任用職員以外の職員	165/100	150/100
特定幹部職員	205/100	190/100
再任用職員	75/100	70/100
特定幹部職員	95/100	90/100

- (2) その他所要の改正を行うこととした。

13 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部を改正する。

（適用年月日 平成27年 4 月 1 日）

（改正内容）

- 第 2 7 項（勤勉手当の成績率を定めるにあたっての勤勉手当の総額の範囲）

	現行	改正案
再任用職員 以外の職員	82.5/100	75/100
特定幹部職員	102.5/100	95/100
再任用職員	37.5/100	35/100
特定幹部職員	47.5/100	45/100

14 勤勉手当の成績率の運用について（通知）の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率の運用について（通知）の一部を改正する。

（適用年月日 平成27年4月1日）

（改正内容）

○第1項（再任用職員以外の職員が懲戒処分を受けた場合の成績率の基準）

		現行	改正案
特定幹部職員 以外の職員	停職	40/100	36.5/100
	減給	51/100	46.5/100
	戒告	61.5/100	56/100
特定幹部職員	停職	33.5/100	31/100
	減給	55/100	50.5/100
	戒告	76.5/100	71/100

○第2項（再任用職員が懲戒処分を受けた場合の成績率の基準）

		現行	改正案
特定幹部職員 以外の職員	停職	21.5/100	20/100
	減給	26.5/100	25/100
	戒告	32.5/100	30/100
特定幹部職員	停職	15.5/100	15/100
	減給	26.5/100	25/100
	戒告	37/100	35/100

15 単身赴任手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

国に準じて、交通距離の区分の増設等のため加算額について所要の改正を行うとともに、基礎額について所要の経過措置を講じ、また、再任用に伴い単身赴任となった職員に、新たに単身赴任手当を支給するため、所要の改正を行う。

（施行期日 平成27年4月1日）

(改正内容)

- (1) 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分を2区分増設し、合わせて各区分ごとに支給される加算額を増額することとした。(上限額 45,000 円→58,000 円) (第4条関係)
- (2) 再任用に伴い単身赴任となった職員を、単身赴任手当が支給される職員の権衡職員として追加することとした。(第6条関係)
- (3) 単身赴任手当の月額を、26,000 円とすることとした。(附則第2項関係)

16 単身赴任手当の運用について (通知) の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

単身赴任手当に関する規則の一部改正により、単身赴任手当が支給される職員として権衡上必要があると認められる職員の中に、再任用職員も含まれることとなったこと等に伴い、所要の改正を行う。

(適用年月日 平成27年4月1日)

(改正内容)

- (1) 再任用前から支給要件を満たしている職員及び再任用による採用を異動とみなした場合に、再任用職員にも単身赴任手当を支給できることとした。(規則第6条関係)
- (2) 児童福祉法等の改正に伴う所要の改正を行うこととした。
(規則第2条関係)
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

17 通勤手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

国に準じて、再任用に伴い特別急行等を利用して通勤する職員に、新たに特別急行等に係る通勤手当を支給する。

また、原動機付以外の交通用具を使用する職員の通勤手当の額を増額する。

(施行期日 平成27年4月1日)

(改正内容)

- (1) 通勤のため特別急行等の特別料金等を負担することを常例とする職員の権衡職員に、再任用に伴い特別急行等を利用して通勤することとなった職員を追加することとした。(第9条の9関係)
- (2) 通勤に原動機付以外の交通用具を使用する職員に対する通勤手当の額を、距離区分ごとに100円～3,500円増額することとした。(別表第2関係)

18 通勤手当の運用について (通知) の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

通勤手当に関する規則の一部改正により、再任用に伴い特別急行等を利用して通勤する職員に、新たに特別急行等に係る通勤手当を支給することとなったこと等に伴い、所要の改正を行う。

(適用年月日 平成27年4月1日)

(改正内容)

- 権衡職員として、再任用をされた職員のうち、再任用の直前の職員としての勤務箇所を公署とみなした場合に、再任用前から引き続き特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件に該当することとなる職員又は当該再任用以後に同手当の要件に該当することとなる職員を追加することとした。(第9条の9第2項第3項)

19 教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表の適用を受ける職務に異動した場合の号給等の決定について

知事及び教育委員会からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

(申請内容)

平成27年4月1日付けの給料表の切替えに伴う現給保障について、教育職給料表から行政職給料表へ異動した職員の取扱いに関する規定を追加する。(承認第4項関係及び第5項関係)

- ・ 承認通知による転任時の給料月額が、平成27年3月31日に転任したとした場合の給料月額を下回る場合は、その差額を経過措置給料として支給する。(承認第4項関係)(平成18年4月1日付けの給料表の切替えに伴う現給保障と同様の取扱い。)
- ・ 平成18年4月1日付けの給料表の切替えに伴う現給保障による経過措置給料と今回規定する経過措置給料は、いずれか高い方のみを支給する。(承認第5項関係)

(検討結果)

今回の申請による改正内容は、平成27年4月1日からの給与制度の総合的見直しによる給料表の切替えに伴う現給保障に関する事項を追加するものであり、既に承認済みの転任時の号給決定の内容及び平成18年給与構造改革時の現給保障の取扱いに照らせば、その内容は妥当であると考えられるため、申請通り承認すべきと考える。

20 教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(三)の適用を受ける職務に異動した場合の号給等の決定について

教育委員会からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

(申請内容)

教育職給料表から医療職給料表(三)へ異動した職員の号給等の決定方法については、平成27年4月1日から一部改正される教育職給料表から行政職給料表へ異動した職員の号給等の決定方法の承認内容に準じて取扱うこと。

(検討結果)

教育職給料表から医療職給料表(三)へ異動した職員の号給等の決定方法については、その異動の趣旨等に鑑み、従来より教育職給料表から行政職給料表へ異動した職員の号給等の決定方法に準じて取り扱っており、今後も同様の取扱いとすることは妥当であると考えられるため、申請通り承認すべきと考える。

21 学校栄養職員から栄養教諭へ採用される者の初任給決定について

教育長からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

(申請内容)

平成 27 年 4 月 1 日付けの給料表の切替えに伴う現給保障について、学校栄養職員から栄養教諭へ採用される者の取扱いに関する規定を追加する。(決定要領第 6 関係及び第 7 関係)

- ・ 決定要領による転任時の給料月額が、平成 27 年 3 月 31 日に学校栄養職員から栄養教諭へ採用されたとした場合の給料月額を下回る場合は、その差額を経過措置給料として支給する。(決定要領第 6 関係)
(平成 18 年 4 月 1 日付けの給料表の切替えに伴う現給保障と同様の取扱い。)
- ・ 平成 18 年 4 月 1 日付けの給料表の切替えに伴う現給保障による経過措置給料と今回規定する経過措置給料は、いずれか高い方のみを支給する。(決定要領第 7 関係)

(検討結果)

今回の申請による改正内容は、平成 27 年 4 月 1 日からの給与制度の総合的見直しによる給料表の切替えに伴う現給保障に関する事項を追加するものであり、既に承認済みの初任給決定の内容及び平成 18 年給与構造改革時の現給保障の取扱いに照らせば、その内容は妥当であると考えられるため、申請通り承認すべきと考える。

22 現業職員から行政職員へ転任する者の号給等の決定について

知事からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

(申請内容)

平成 27 年 4 月 1 日付けの給料表の切替えに伴う現給保障について、現業職員から行政職員へ転任する者の取扱いに関する規定を追加する。(決定要領第 7 関係)

- ・ 決定要領による転任時の給料月額が、現業職員採用日から行政職員であったとした場合の平成 27 年 3 月 31 日時点の給料月額又は平成 27 年 3 月 31 日時点の現業職員としての給料月額のいずれか高い方の額を下回る場合は、その差額を経過措置給料として支給する。(平成 18 年 4 月 1 日付けの給料表の切替えに伴う現給保障と同様の取扱い。なお、平成 26 年改正県職員給与条例附則第 9 条の規定により、平成 18 年及び今回の現給保障による経過措置給料は、いずれか高い方のみを支給する。)

(検討結果)

今回の申請による改正内容は、平成 27 年 4 月 1 日からの給与制度の総合的見直しによる給料表の切替えに伴う現給保障に関する事項を追加するものであり、既に承認済みの転任時の号給決定の内容及び平成 18 年給与構造改革時の現給保障の取扱いに照らせば、その内容は妥当であると考えられるため、申請通り承認すべきと考える。

23 現業職員から事務職員、学校栄養職員又は教育職員へ転任する者の号給等の決定について

教育長からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

(申請内容)

平成 27 年 4 月 1 日付けの給料表の切替えに伴う現給保障について、現業職員から事務職員、学校栄養職員又は教育職員へ転任する者の取扱いに関する規定を追加する。(決定要領第 13 関係及び第 14 関係)

ア 事務職員又は学校栄養職員への転任者

決定要領による転任時の給料月額が、現業職員採用日から行政職員であったとした場合の平成 27 年 3 月 31 日時点の給料月額又は平成 27 年 3 月 31 日時点の現業職員としての給料月額のいずれか高い方の額

を下回る場合は、その差額を経過措置給料として支給する。(決定要領第13 関係)

イ 教育職員への転任者

決定要領による転任時の給料月額が、平成27年3月31日に新たに教育職員として採用されたとした場合の給料月額(初任給基準及び経験年数の取扱いは決定要領に従う。)を下回る場合は、その差額を経過措置給料として支給する。(決定要領第14 関係)

(検討結果)

今回の申請による改正内容は、平成27年4月1日からの給与制度の総合的見直しによる給料表の切替えに伴う現給保障に関する事項を追加するものであり、既に承認済みの転任時の号給決定の内容及び平成18年給与構造改革時の現給保障の取扱いに照らせば、その内容は妥当であると考えられるため、申請通り承認すべきと考える。

24 平成26年(不)第1号事案に係る書証の提出要求について

請求人に対して書証の提出を要求することを決定した。

25 平成26年(不)第1号事案に係る請求人からの求釈明について

平成26年(不)第1号事案について、処分者側に求釈明をすることに決定した。

○報告事項

1 平成26年(不)第1号事案に係る証拠(書証)の認否について

審査請求人から証拠調申請書が提出されたこと、及び処分者に対しその副本を送付するとともに、認否を記載した書面を提出するよう依頼したことを報告した。

2 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について

公務員連絡会地方公務員部会等から全国人事委員会連合会会長へ要請書が提出されたことについて報告した。

3 懲戒処分について

佐賀県知事部局の懲戒処分について報告した。

○その他

1 行事予定について